

美馬市週休2日工事試行要領を次のように定める。

令和6年9月9日

美馬市長 加 美 一 成

美馬市週休2日工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、建設工事の中長期的な担い手を確保するため、現場閉所による週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日工事」という。）の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 週休2日工事の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当する工事を除き、現場閉所が可能なものとして発注者が指定する工事とする。

- (1) 対象工事において受注者が週休2日に取り組む期間（以下「対象期間」という。）が1か月未満の工事
- (2) 災害復旧工事その他社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事
- (3) 現場特性により施工方法、施工時間、施工期間、供用時期等に制約があると認められる工事
- (4) 単価契約工事又は通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、現場閉所が困難と認められる工事

2 対象工事の指定は、特記仕様書その他の入札閲覧資料に週休2日工事である旨を明示することにより行うものとする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業又はコンクリート養生、レイタンス除去等の品質管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (2) 4週8休 対象期間又は対象期間内の全ての月において、現場閉所日数（現場条件や天候等による予定外の現場閉所日を含む。）の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (3) 通期の週休2日 対象期間において、4週8休以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 月単位の週休2日 対象期間内の全ての月において、4週8休以上又は当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行ったと認められる状

態をいう。

(対象期間)

第4条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までとする。ただし、次に掲げる期間を除く。

- (1) 年末年始休暇6日間及び夏期休暇3日間
- (2) 契約上の工事開始日から本体工事（工事目的物を施工するための工事をいう。）又は仮設工事（工事の施工又は完成に必要とされる各種の仮工事をいう。）の着手までの期間
- (3) 工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ、撤去し、現場及び工事に係る部分の清掃等に要する期間
- (4) 工場製作のみを実施している期間
- (5) 工事全体を一時中止している期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

(発注方法)

第5条 対象工事の発注方法は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定型又は受注者が週休2日に取り組むことを希望する受注者希望型とし、特記仕様書その他の入札閲覧資料においてその旨を明示するものとする。

(受注者希望型)

第6条 受注者希望型の工事において、受注者が週休2日工事の試行を希望する場合は、工事着手日の前日までに週休2日工事試行申出書（様式第1号）により、発注者に申し出るものとする。申し出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 発注者は、前項の規定による申出があった場合は、その申出に係る事実を確認し、週休2日に取り組むことを承諾するときは、工事着手日の前日までに週休2日工事試行承諾書（様式第2号）により通知するものとする。

(工期の設定)

第7条 発注者は、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

(実施内容)

第8条 受注者は、週休2日工事の試行に当たっては、発注者と協議を行い、試行内容を確認するとともに、週休2日を達成するため適切な工程管理に努めなければならない。

2 発注者は、緊急時その他やむを得ない場合を除き、現場閉所日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

3 受注者は、契約した工期の中で週休2日工事を試行するものとし、週休2日の確保を理由とした工期の変更は認めない。

4 受注者は、原則として、土曜日及び日曜日を現場閉所日とすることとし、現場閉所（計画・実績）表（様式第3号）により、当月の現場閉所計画については前月20日までに、当月の現場閉所実績については翌月の5日までに発注者に提出し、確認を受けなければならない。ただし、現場着手月の現場閉所計画は工事着手日の前

日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日（土曜日、日曜日及び国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。）に提出するものとする。

- 5 発注者は、前項の確認を行うため必要があると認める場合は、同項の規定にかかわらず、現場閉所実績書又は日報その他の現場閉所の達成状況を証明する書類について提出を求めることができる。
- 6 受注者は、前項の規定による提出を求められたときは、速やかに提出するものとする。
- 7 受注者は、現場条件や天候等により現場閉所日を変更する場合は、変更後の現場閉所日までに変更の理由、振替えを行う場合にあつては当該振替日等を記載した書面を発注者に提出するものとする。ただし、発注者が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、口頭によることができる。
- 8 発注者は、受注者が第4項及び前2項の規定による提出をせず、又は虚偽の事実を記載をしたことが認められる場合は、その是正を求めることができる。
- 9 発注者は、受注者が前項の規定による求めに応じないときは、週休2日の達成を認めず、週休2日工事の試行を打ち切ることができる。

（現場閉所率の算出）

第9条 通期現場閉所率（対象期間内の現場閉所率をいう。）は、次の式により算出するものとし、小数点第2位以下を切り捨てた値とする。

$$\text{通期現場閉所率} = \frac{\text{通期の対象期間内の現場閉所日数}}{\text{通期の対象期間内の日数}} \times 100\%$$

2 月間現場閉所率（対象期間内の各月の現場閉所率をいう。）は、次の式により算出するものとし、小数点第2位以下を切り捨てた値とする。

$$\text{月間現場閉所率} = \frac{\text{月の対象期間内の現場閉所日数}}{\text{月の対象期間内の日数}} \times 100\%$$

（費用の算出）

第10条 発注者は、週休2日工事に要する費用について、対象期間中の現場の閉所状況により、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

（1） 発注者指定型の場合 美馬市現場閉所型週休2日工事補正係数（別紙）により、次のとおり経費に補正係数を乗じて算出するものとする。

ア 当初積算時については、対象工事に係る労務費等に対して、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を乗じる補正を行うことにより算出するものとする。

イ 変更積算時については、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を通期の週休2日に変更することにより算出するものとする。ただし、4週8休に満たないとき又は現場閉所の達成状況を確認できないときは、請負代金額のうち当該補正分を減額変更するものとする。

（2） 受注者希望型の場合 美馬市現場閉所型週休2日工事補正係数（別紙）に

より、通期の週休2日又は月単位の週休2日の達成状況に応じて、対象工事に係る労務費等に対して、それぞれ通期の週休2日を達成した場合又は月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を乗じる補正を行い、請負代金額を変更するものとする。

(工事成績への反映)

第11条 週休2日工事について、週休2日を達成した場合は、工事成績評定の加点対象とし、工程管理及び創意工夫の項目で評価する。ただし、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合又は文書等による是正があった場合は、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

(留意事項)

第12条 発注者及び受注者は、週休2日工事の試行に当たり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 施工箇所が点在する工事については、当該工事全体を対象として判断すること。
- (2) 正当な理由なく現場施工に着手しない期間、意図的に工事完成日を先伸ばしている期間等は、現場閉所日として認めないこと。
- (3) 現場条件の変更等による工期延伸は、従来の取扱いとすること。
- (4) 現場閉所日について、下請企業を含む現場の労働者等に対して、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導すること。ただし、資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは、この限りでない。
- (5) 受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、月単位の週休2日が可能な環境づくりを推進すること。

(アンケート調査)

第13条 受注者は、発注者から指示があった場合は、週休2日工事に係るアンケート調査に協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、週休2日工事の試行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年9月9日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

美馬市長 様

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者

週休2日工事試行申出書

年 月 日に契約した次の工事について、週休2日工事（受注者希望型）の試行を希望するので、美馬市週休2日工事試行要領第6条第1項の規定により申し出ます。

1 工 事 名

2 路 線 名 等

3 工 事 箇 所

4 対 象 期 間

年 月 日から 年 月 日まで
（※工事着手日から工事完成日までとする。）

5 週休2日の種類

通期の週休2日 ・ 月単位の週休2日
（※いずれかに「○」印を付すこと。）

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

受注者 様

美馬市長

週休2日工事試行承諾書

年 月 日に申出があった次の工事について、週休2日工事（受注者希望型）の試行を承諾するので、美馬市週休2日工事試行要領第6条第2項の規定により通知します。

- 1 工 事 名
- 2 路 線 名 等
- 3 工 事 箇 所
- 4 対 象 期 間
- 5 週休2日の種類